

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(資料1-2)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外												
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計		1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	57	178	39%	235	152	83	53	0	93	0	6	0	0	0	152	0	34	68	50		152
信託協会	0	1	皆増	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		1
生命保険協会	215	324	▲14%	539	369	170	22	89	249	0	9	0	0	0	369	6	70	160	133		369
日本損害保険協会	167	397	▲2%	564	368	196	155	1	190	0	22	0	0	0	368	5	69	182	112		368
保険オンブズマン	12	25	▲14%	37	29	8	12	1	15	0	1	0	0	0	29	0	17	9	3		29
日本少額短期保険協会	5	26	24%	31	24	7	0	10	8	3	2	0	0	1	24	3	7	12	2		24
証券・金融商品あっせん相談センター	19	704	492%	723	414	309	378	0	33	0	2	0	0	1	414	0	161	250	3		414
日本貸金業協会	3	10	▲17%	13	11	2	5	0	6	0	0	0	0	0	11	0	2	5	4		11
合計	478	1,665	53%	2,143	1,368	775	626	101	594	3	42	0	0	2	1,368	14	361	686	307		1,368

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

- 【凡例】
○和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。